

七戸町景観計画 概要版

景観計画策定の目的

七戸町の良好な景観を保全し、より良いものとして次世代へ引き継ぐため、七戸町景観計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。本計画によって、七戸町の景観形成の基本的な考え方を明らかにし、住民と事業者、行政が共有することで、自然と人の営みが調和した良好な景観の形成を推進し、「潤いと彩りあふれる田園文化都市」の実現を目指します。

景観形成の基本理念、景観形成の方針

—基本理念—

八甲田連峰の緑と水の恵み、
歴史、文化との調和によって形成されてきた
七戸らしい景観を守り、創出し、後世に引き継ぎます

景観形成の方針

I 七戸町が誇る豊かな自然や美しい眺望等の自然的景観の保全

- ・八甲田連峰の山林を適切に保全、維持管理するとともに、人工物は周辺の自然環境と調和するよう配慮します。
- ・八甲田連峰とその山麓に広がる田畑や河川がつくる田園風景への眺めにおいては、人工物が眺めを阻害しないように配慮します。
- ・牧場の放牧風景や奥州街道の松並木等、七戸町ならではの沿道景観を保全するとともに、場所に応じて町の花であるつつじの植栽による演出等を行います。

II 各地に残る歴史的建造物や文化財、寺社等からなる歴史的景観の保全

- ・歴史的建造物や文化財、寺社等の歴史資源を保存し、継承します。
- ・歴史資源の周辺においては、歴史・文化的背景を踏まえた整備等を行い、環境を阻害しない景観を形成します。所に応じて町の花であるつつじの植栽による演出等を行います。

III 集落や市街地における、落ち着いたある良好な景観の形成

- ・東北新幹線七戸十和田駅周辺は、七戸町の玄関口として、多くの人を引き寄せる賑わいある道路景観を形成するとともに、商業・業務、文化交流機能の諸施設が調和し合った秩序ある景観を形成します。
- ・七戸城下の街並みにおいては、歴史的建造物と歴史的景観が調和した景観の形成を図ります。
- ・集落や市街地においては、景観を構成する家屋等と周辺の景観が調和した、落ち着いたある景観の形成を図ります。
- ・集落で大切にされている寺社や巨樹・古木等の、歴史資源や自然資源を良好な景観形成に活用します。

IV 協働のまちづくりによる良好な景観の保全及び形成

- ・町民、事業者等、町が、協働のまちづくりを通じて良好な景観の形成に取り組み、七戸町の個性や魅力を守り、向上させ、住み続けたいまち、住んでみたい七戸町をつくりまします。

町内で一定規模以上の建築等を行う場合、届出が必要になります。

- 七戸町景観計画では、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等を行う行為者に届出を行っていただくことにより優れた景観の形成への誘導を行います。
- 届出にあたっては、景観計画に規定されている景観形成基準に適合するように、建築物や工作物の建築・建設等について計画・設計を行わなければなりません。
- 以降に、届出の対象となる行為（以下、「届出対象行為」）、計画・設計時に配慮し遵守しなければならない景観形成基準、届出の手順等を示します。

区域区分

- 七戸町景観計画は、七戸町全域が計画の対象区域となります。
- 景観の特性に応じて良好な景観形成を図るため、対象区域（町全域）を「一般区域」と「景観形成重点区域」に区分します。
- 区域ごとに、届出対象行為の規模と景観形成基準を定めています。

景観計画区域	区域区分		範囲
七戸町全域	景観形成重点区域	史跡二ツ森貝塚の周辺	史跡二ツ森貝塚の緩衝地帯
	一般区域	山林景観エリア	保安林の区域
		農景観エリア	山林景観エリアと市街地景観エリア以外の範囲
		市街地景観エリア	東北新幹線七戸十和田駅周辺 七戸城跡周辺

■区域区分ごとの景観の例

史跡二ツ森貝塚の周辺



史跡二ツ森貝塚

山林景観エリア



八甲田連峰
(出典:七戸町町勢要覧 2020)

農景観エリア

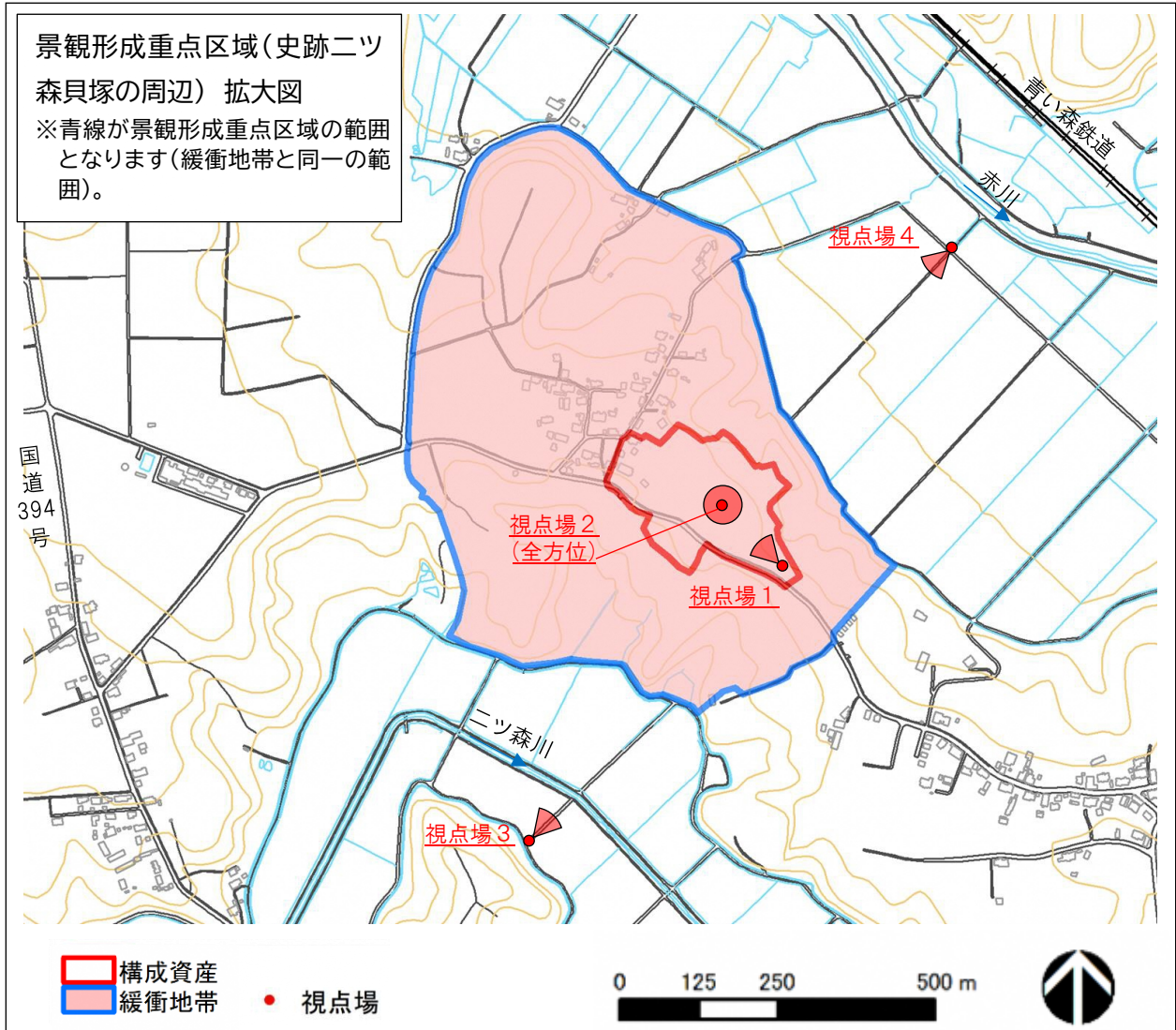
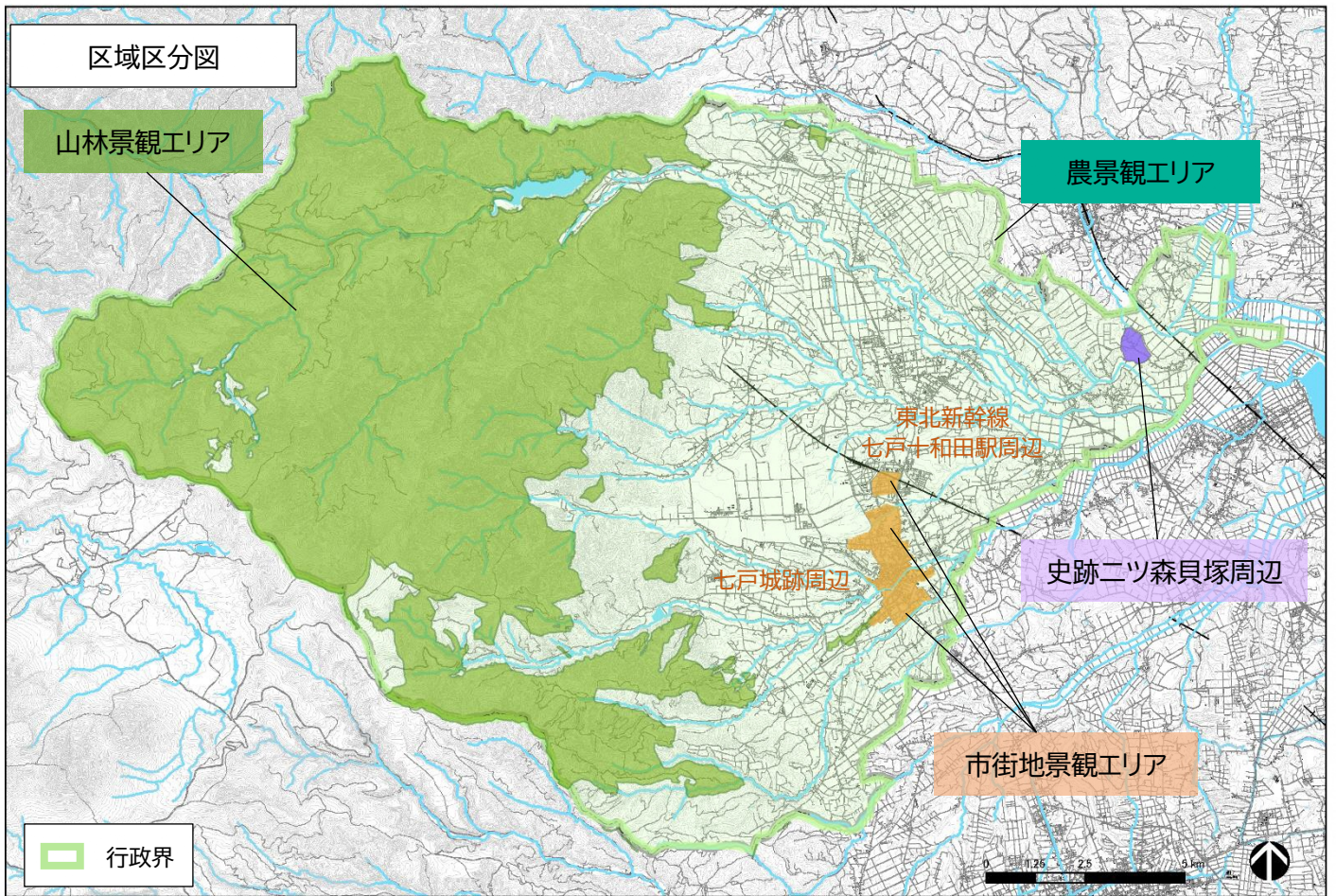


八甲田連峰と丘陵からなる田園風景
(出典:七戸町町勢要覧 2020)

市街地景観エリア



七戸城跡周辺の市街地



届出対象行為、景観形成基準

- 以降に、届出対象行為と景観形成基準を区域ごとに示します。
- 行為にあたっては、行為地が P2～3 に示す区域区分とエリアのどこに含まれているかを確認した上で、七戸町の景観特性や P1 の「景観形成の方針」を踏まえて、景観形成基準で求められる「周辺景観との調和」の具体的な方法等について検討することが必要です。
- 一般区域における行為のうち、景観形成重点区域（史跡ニツ森貝塚の周辺）で設定する視点場及び区域内から視認される行為については、本計画が定める「町指定の視点場及び区域からの眺めへの配慮」についての景観形成基準にも適合する必要があります。
- 景観形成重点区域（史跡ニツ森貝塚の周辺）においては、一般区域よりもきめ細かい景観形成を図るため、小規模な行為についても届出対象とします。

■届出対象行為【景観形成重点区域】

行為種別		届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築面積が 10 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	外観面積のうち 10 m ² を超える外観の変更
工作物	新設、増築、改築又は移転	
	さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物(電線路等の支持物を除く。)	高さ 1.5m を超えるもの
	風力発電設備	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さが 5m を超えるもの
	煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	
	広告板、広告塔その他これらに類する工作物	
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む。)	高さ 10m を超えるもの
	彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
	自動車用車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	高さが 5m を超えるもの又は築造面積が 10 m ² を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
太陽光発電設備	すべての行為	
上記の外観の変更	外観面積のうち 10 m ² を超えるもの	
開発行為		
土地の開墾、土石の採取又は鉱物の掘採	法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
土地の形質の変更	又は開発区域面積が 300 m ² を超えるもの	
木竹の植栽又は伐採	法面の高さ 5m を超えるもの又は植栽もしくは伐採面積が 50 m ² を超えるもの	
屋外における物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの又は土地面積が 50 m ² を超えるもの	
水面の埋立て又は干拓	水面の面積 300 m ² を超えるもの、法面の高さ 1.5m を超えるもの	

■景観形成基準【景観形成重点区域】

行為種別		景観形成基準
建築物 工作物	位置、配置	・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置とすること。
	高さ	・視点場からの眺望（※1）を阻害しない高さとする。こと。 ・やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	形態、意匠	・周辺の景観と調和した形態、意匠とするよう努めること。
	色彩	・屋根及び外壁等は、原則純色（※2）は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。 ・視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等は、原則として推奨色（※3）を用いるよう努めること。やむを得ず推奨色以外を用いる場合は、見付面積の20%以内とすること。
	素材	・周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 ・屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
	敷地	・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
	その他	・建築物等に付帯する設備が視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 ・屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 ・車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。 ・増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。
開発行為その他 土地の形質の変更	方法	・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
土石の採取又は 鉱物の掘採	方法	・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
木竹の植栽又は 伐採	方法	・伐採においては、必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物 件の堆積	位置及び規模	・堆積物が視点場から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方法	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
水面の埋立て又 は干拓	方法	・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
太陽光発電設備	位置及び規模	・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・規模とすること。 ・視点場又は史跡二ツ森貝塚の資産内から視認されないような位置、規模とするよう努めること。 ・やむを得ず、視点場又は史跡二ツ森貝塚の資産内から視認される場合には、遺跡側に植栽等を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地境界からできるだけ後退し敷地の周囲を郷土種等を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮すること。
	色彩及び 素材	・モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものとする。こと。 ・フレームの色彩はモジュール部分と同等のものとする。こと。

※1：「視点場からの眺望」とは、本計画に定める特定の視点場から特定の方向への眺めを指す。視野範囲は、主対象方向を中心とする60°（左右30°ずつ）の視野範囲とする（P.3「景観形成重点区域（史跡二ツ森貝塚の周辺）拡大図」に示す視点場と方向）。

※2：純色とは、マンセル表色系（JIS Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10以上の色をいう。

※3：推奨色の範囲を、P.8に示す。

■届出対象行為【一般区域】

行為種別		届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	外観面積の 1/2 を超える外観の変更
工作物	新設、増築、改築又は移転	
	さく、堀、擁壁その他これらに類する工作物(電線路等の支持物を除く。)	高さ 5m を超えるもの
	風力発電設備	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さ 13m を超えるもの
	煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ 13m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ 13m 又は表示面積の合計が 15 m ² を超えるもの
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む。)	高さ 20m を超えるもの
	彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
	自動車用車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	高さ 13m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
	太陽光発電設備	土地に自立するすべての太陽光発電設備及び、高さ 13m 又は建築面積 1,000 m ² を超える建築物に附帯して設置される太陽光発電設備
上記の外観の変更	外観に係る面積の 1/2 に相当する面積を超えるもの	
開発行為		
土地の開墾、土石の採取又は鉱物の掘採	土地の面積 3,000 m ² 、法面の高さ 5m を超えるもの	
土地の形質の変更		
木竹の植栽又は伐採		
屋外における物件の堆積	高さ 5m、土地の面積 1,000 m ² を超えるもの	
水面の埋立て又は干拓	水面の面積 3,000 m ² 、法面の高さ 5m を超えるもの	

■景観形成基準【一般区域】

対象行為	項目	景観形成基準	
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定にあたっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 (3) 良好な景観の形成に関する方針の内容にも適合するよう配慮すること。 (4) 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 	
建築物・工作物の新築・新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	位置、規模、高さ、並びに形態及び色彩その他の意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 ・良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模、形態意匠に配慮すること。 ・市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 ・道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。 ・建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 ・周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 <p><町指定の視点場及び区域からの眺めへの配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡ニツ森貝塚の視点場からの眺望（※1）を阻害しない高さとする。 ・やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないような位置、規模、形態意匠、色彩とする。 ・史跡ニツ森貝塚の資産内からの眺望において視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないような位置、規模、形態意匠、色彩とする。 	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 ・可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあっては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 ・建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。 ・必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 ・行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。 	
	開発行為その他土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種等を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。 ・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。 	
木竹の伐採又は伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採においては、必要最小限の規模とするよう努めること。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。 	

次頁に続く→

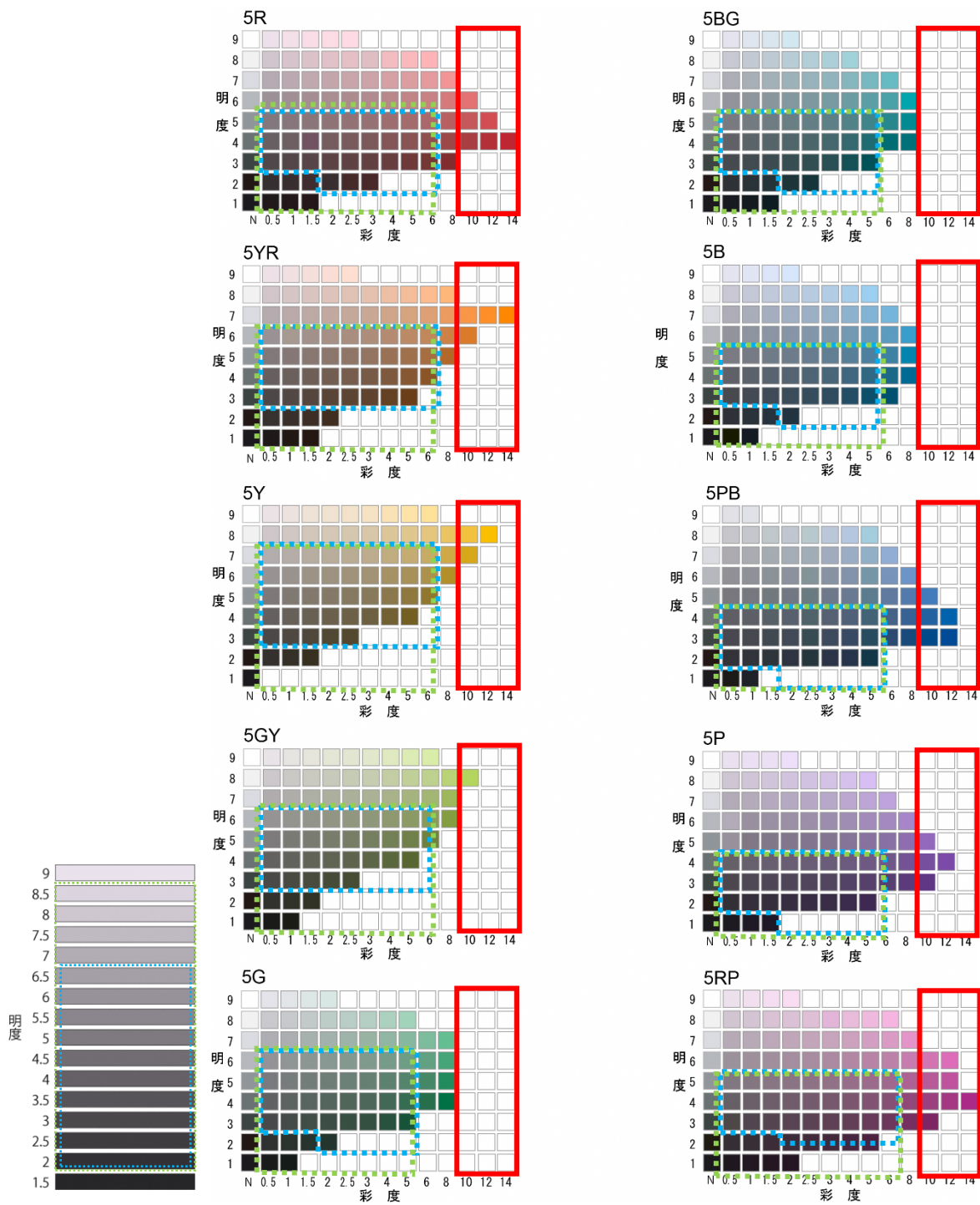
対象行為	項目	景観形成基準
屋外における物件の堆積	位置及び規模	・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方法	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を郷土種等を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方法	・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
太陽光発電設備	位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・規模とすること。 ・視点場又は史跡二ツ森貝塚の資産内から視認されないような位置、規模とするよう努めること。 ・やむを得ず、視点場又は史跡二ツ森貝塚の資産内から視認される場合には、遺跡側に植栽等を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地境界からできるだけ後退し敷地の周囲を郷土種等を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮すること。
	色彩及び素材	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものとする。 ・フレームの色彩はモジュール部分と同等のものとする。

※1：「視点場からの眺望」とは、本計画に定める特定の視点場から特定の方向への眺めを指す。視野範囲は、主対象方向を中心とする60°（左右30°ずつ）の視野範囲とする（P.3「景観形成重点区域（史跡二ツ森貝塚の周辺）拡大図」に示す視点場と方向）。

■推奨色の範囲

色相	外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R(赤)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
YR(黄赤)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
GY(黄緑)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
G(緑)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
BG(青緑)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
B(青)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
PB(青紫)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
P(紫系)	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
RP(赤紫)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
N(無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	—	2.0 以上 7.0 未満	—

参考図 純色及び推奨色の範囲例

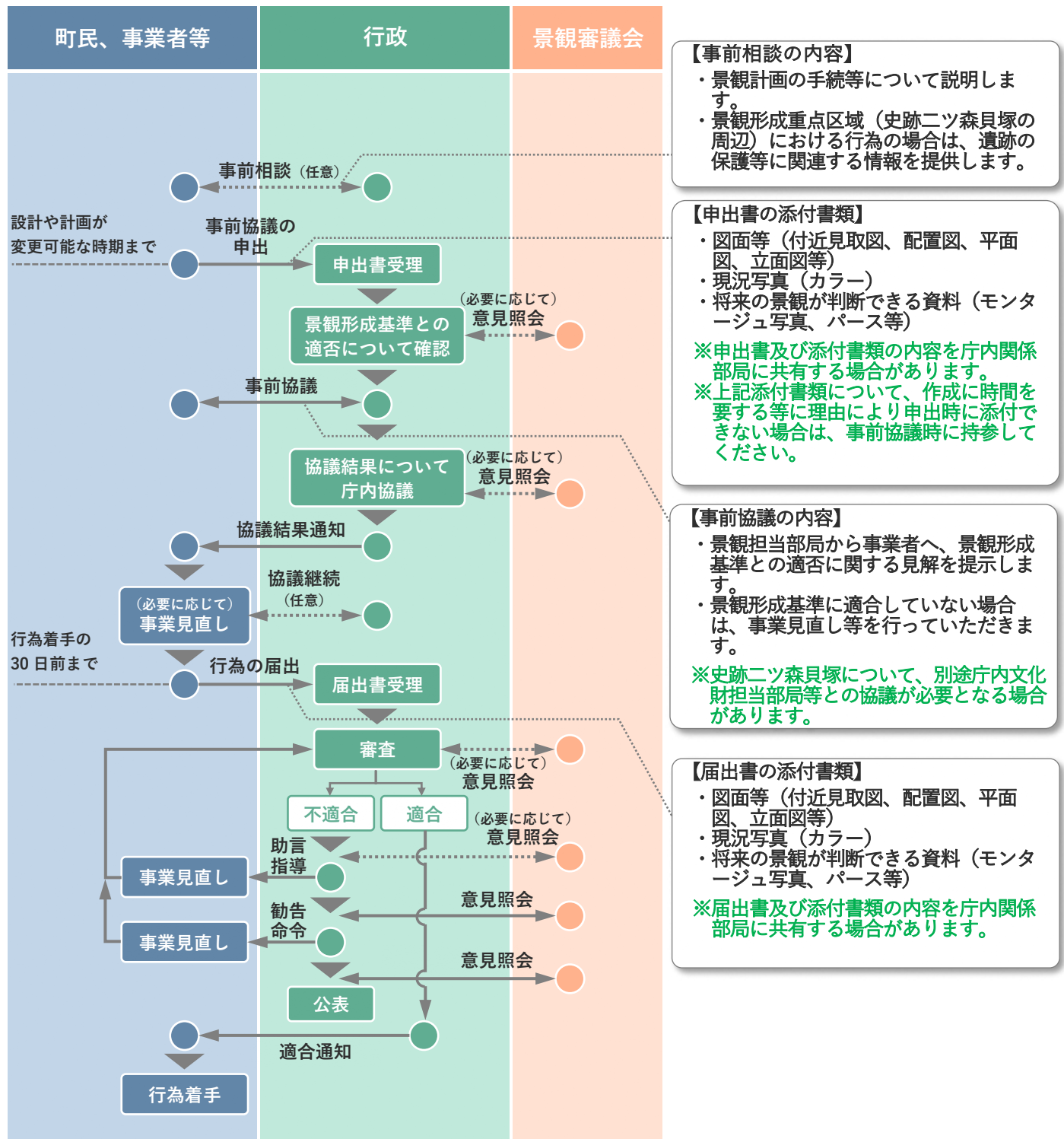


- 純色
- 外壁の推奨色
- 屋根の推奨色

届出対象行為を行う際に必要な手続き

- 届出対象行為に該当する行為を行う場合、七戸町では、条例に基づく「事前協議」と、法に基づく「届出」の2段階の手続きが必要になります。
- 「事前協議」は、本計画で定めた行為の制限の内容を町民及び事業者等に理解していただき、法で定められた届出手続きをスムーズに行うために設けられた制度です。計画や設計が変更可能な段階で事前協議を行い、着手の30日前までに届出を行う必要があります。

■届出の流れ



屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置について(配慮すべき事項)

- 七戸町では、屋外広告物の表示や掲出については、「青森県屋外広告物条例（以下、「県条例」）」に基づいた表示を行う必要があります。
- 景観形成重点区域（史跡二ツ森貝塚の周辺）では、現在、屋外広告物はほとんど設置されていませんが、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された場合、構成資産のひとつである史跡二ツ森貝塚とその緩衝地帯内を横断する町道の沿道等に屋外広告物を表示・掲出するニーズが高まることが想定されます。
- 世界文化遺産にふさわしい良好な景観を形成していくためには、屋外広告物がほとんど設置されていない現状を維持していくことが必要です。また、屋外広告物が設置される場合には、県条例に基づく基準に加え、周辺景観との調和を要請する必要があります。
- そこで、景観形成重点区域（史跡二ツ森貝塚の周辺）においては、県条例に基づく定量的な基準に加え、以下のとおり七戸町独自の配慮事項を定め、屋外広告物の誘導を図ります。

—景観形成重点区域における屋外広告物の表示等の制限に関する配慮事項—

- ・ 屋外広告物の設置は極力避けること。
- ・ 必要最小限の表示面積、高さ、数量とすること。
- ・ 屋外広告物が遺跡内から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えない位置、規模、形態、意匠、色彩とすること。

<屋外広告物の定義>

- ・ 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、はり紙、はり札、電柱関係広告、幕、旗、のぼり、アドバルーン、アーチ、広告板、広告塔、そで看板、屋上広告物等をいう。

■青森県屋外広告物条例における規制内容の一部(許可の基準等は青森県「屋外広告物のあらまし」をご確認ください。)

禁止広告物(表示できない広告物)

- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊し、若しくは落下し、又はそのおそれがあるもの

禁止物件(広告物を表示できない物件)

- 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく及び駒止
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- 郵便ポスト及び電話ボックス
- 路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク
- 銅像、神仏像及び記念碑
- 史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定された樹木、岩、塚等の物件

禁止地域(原則として広告物を表示できない地域)

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区及び緑地保全地区
- 重要文化財や県重要に指定された建造物及びその周囲50メートル以内の区域並びに史跡名勝天然記念物に指定された区域
- 風致保安林として指定された区域
- 県自然環境保全地域等
- 国立公園、国定公園、県立自然公園
- 高速自動車国道の全区間、自動車専用道路の全区間、道路の知事が指定する区間及びこれらの道路及び鉄道から展望できる地域で路肩端（路盤端）から500メートル以内の区域（ただし、都市計画区域においては路肩端（路盤端）から100メートル以内の区域）ただし、都市計画法にいう商業地域はこれに含まない
- 都市公園の区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所、及びその敷地

許可地域(広告物を掲出するには原則として許可が必要な地域)

- 自然景観型許可地域
- 市街地景観型許可地域

【問い合わせ先】

七戸町 企画調整課

TEL 0176-68-2940

FAX 0176-68-2804